

経済産業省 令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

(地域におけるヘルスケア産業推進事業)

中小企業における仕事と介護の両立支援に向けた

「介護両立支援ハブ」モデル実証事業

公 募 要 領

令和6年 7月

株式会社 日本総合研究所

※本公募要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、
必ずウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください

目 次

I. 事業の概要

1. 背景、目的
2. 事業スキーム

II. 事業の内容

1. 事業内容
2. 審査項目
3. 実施期間
4. 応募から事業終了までの主な流れ

III. 応募手続

1. 応募資格
2. 応募にあたっての留意事項
3. 応募ファイル
4. 受付期間
5. 公募説明会の実施
6. 応募ファイルの作成要領
7. 応募ファイルの提出先
8. 応募にあたっての質疑応答

IV. 審査の方法

(別添)

様式 事業計画提案書

I. 事業の概要

1. 背景、目的

超高齢社会の日本において、生産年齢人口の減少が続く中、働く家族介護者の数は増加傾向であり、2030年時点では約318万人に上り、経済損失額は約9兆円と試算されています。介護者本人への心身負担が発生していることに加え、経済全体で見ても、介護に起因した労働総量や生産性の減少による労働損失の影響は甚大であり、政府として、喫緊の対応が必要となっています。

従業員一人ひとりが抱える介護の問題は、本人のパフォーマンスの低下や介護離職などに繋がり、結果として、企業活動の継続にも大きなリスクを生じさせます。

企業が仕事と介護を両立できる環境を整備することは、従業員のキャリア継続だけではなく、経営面からは人的資本経営の実現や、人材不足に対するリスクマネジメントとして有効です。

仕事と介護の両立支援に関しては、介護休業・休暇制度の整備といった、法定された制度面での支援に加えて、介護に係るリテラシーの向上や組織内での理解促進(特に、上司の理解)、個々人に寄り添った形での相談窓口の整備といった実態面での支援を進めていくことが重要です。こうした背景を踏まえ、経済産業省は、令和6年度3月に「企業経営と介護両立支援に関する検討会」を開催し、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表しました。

参考：「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」（経済産業省）

中小企業では、限られた人材を最大限に活用することで競争力を維持しており、人材不足の中で中核人材が働く家族介護者になった場合、その影響は企業全体に及ぶと考えられます。特に、企業規模が小さくなるほど、人材不足は深刻な状況にあり、中小企業などは代替人員の獲得が困難であることから、社員の離職や休職が事業に与える影響も大きくなります。

一方で、中小企業においては介護両立支援について、企業経営上の優先順位が低いまま、社全体への影響が可視化されずに徐々に生産性の低下が生じる状況も見られます。また、両立支援の施策実施に関しても、企業の人事総務担当者のみで対応できる余力(時間・労力)が不足し、各種支援が届きづらい状況となっています。

本事業の狙いとしては、企業による介護両立支援の更なる充実化に向けて、中小企業経営者の意識改革を行い、経営課題として介護両立支援に対して適切な取組を促進することに加えて、従業員に向けた介護に関するリテラシーの向上や、情報発信、相談体制・窓口の構築、適切なサービス接続等の支援体制の整備を進めます。

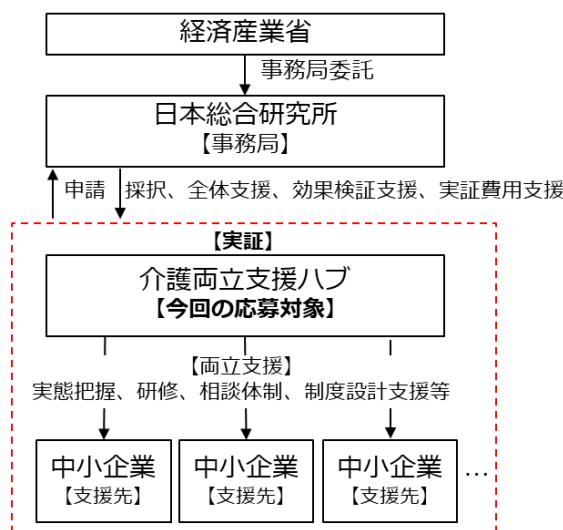
そのため、本事業では、地域において複数の中小企業の介護両立支援を支える継続的な仕組みづくりを目指します。複数事例を実証のうえ、仕組みをモデル化し、他地域への拡大を図っていきます。

2. 事業スキーム

本公募は、「令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業(地域におけるヘルスケア産業推進事業)」の一環として実施しております。事務局は、経済産業省から委託を受けた株式会社日本総合研究所が担い、本公募の管理支援業務・運営を行います。

本公募では、外部有識者等を委員とする審査委員会による審査を経て事業者の採択を行います。採択された事業者に対しては、実証実施に係る費用支援や、効果検証支援、その他必要な支援等を行います。

図 1: 実証体制イメージ



II. 事業の内容

1. 事業内容

① 公募対象

● 採択事業者の想定

法人格を有する民間事業者又は団体、地方公共団体とします。法人格を有しない任意団体等ではない者とします。

例: 都道府県、市町村、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商工会・商工会議所等の経営支援機関、地方銀行、信用金庫、信用組合、組合であり、法人格を有する者とします。

● 地域における「介護両立支援ハブ」となる主体の要件

本事業の採択事業者は、複数の中小企業に対して経営者向け、従業員向け支援を実施し、効果検証を行います。そのため、とりまとめの主体となる事業者は、地域における「介護両立支援ハブ」として、①地域の中小企業経営者へのアプローチ機能と、②仕事と介護の両立支援に関するアドバイザー機能を持つことが求められます。

① 地域の中小企業経営者へのアプローチ機能

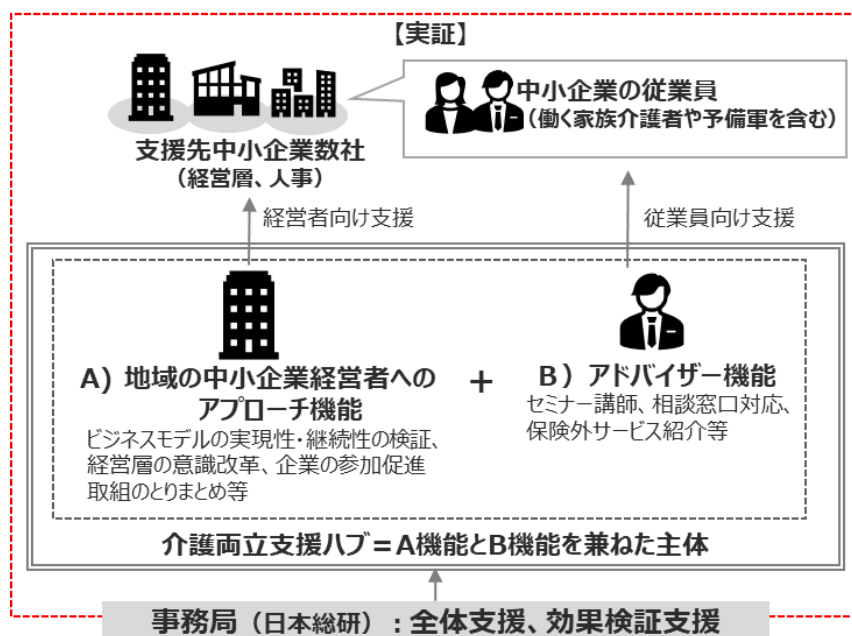
日常的に地域の中小企業の経営者との接点を持ち、仕事と介護の両立支援に関して経営者にその重要性や取り組む意義を訴求することで、企業の行動変容を促します。

② 仕事と介護の両立支援に関するアドバイザー機能

仕事と介護の両立に関する支援を実行できる専門知識を有し、両立支援に関するオンラインセミナー、地域内共通相談窓口の設置運営や保険外サービスの紹介等を行います。

なお、介護両立支援ハブの主体は、単一事業者もしくはコンソーシアム形式(複数事業者の連携。詳細は後述)のいずれでも応募可能とします。図 2, 3 はあくまでもイメージであり、機能を担保できれば、図 2, 3 のパターンに限りません。

図 2: 支援体制イメージ(単一事業者の場合)



● コンソーシアム形式での応募について

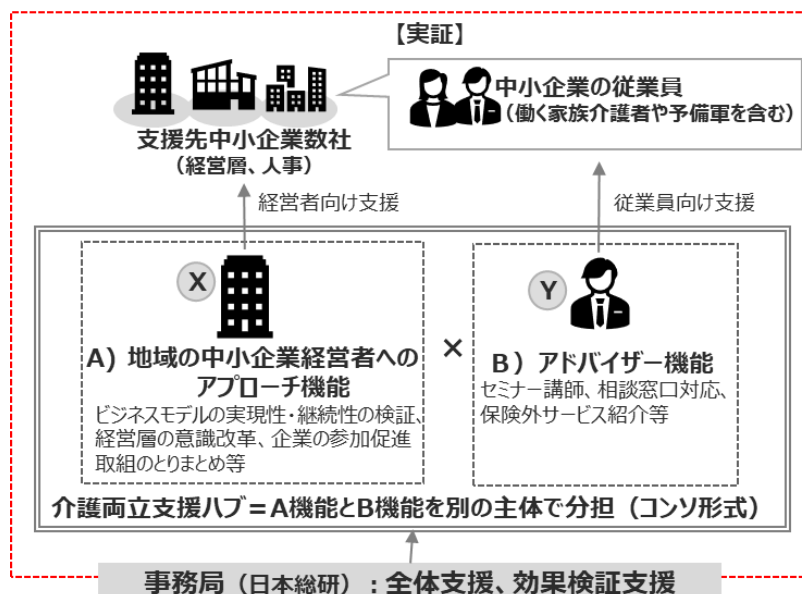
事業者は、コンソーシアム形式で組成することも可能です。たとえば、「地域の中小企業経営者へのアプローチ機能」を担当する事業者と、「仕事と介護の両立支援に関するアドバイザー機能」を担当する事業者が共同して、「1者」となることができます。提案書に、各社の概要、役割分担や本事業における連携内容等を記載してください。

➤ 役割分担の例：

X 事業者：「地域の中小企業経営者へのアプローチ機能」。地域の中小企業の集客、取りまとめ等の実施

Y 事業者：「アドバイザー機能」。オンラインセミナー講師、地域内共通の仕事と介護の相談窓口、保険外サービスの紹介を実施。

図 3: 支援体制のコンソーシアム形式イメージ



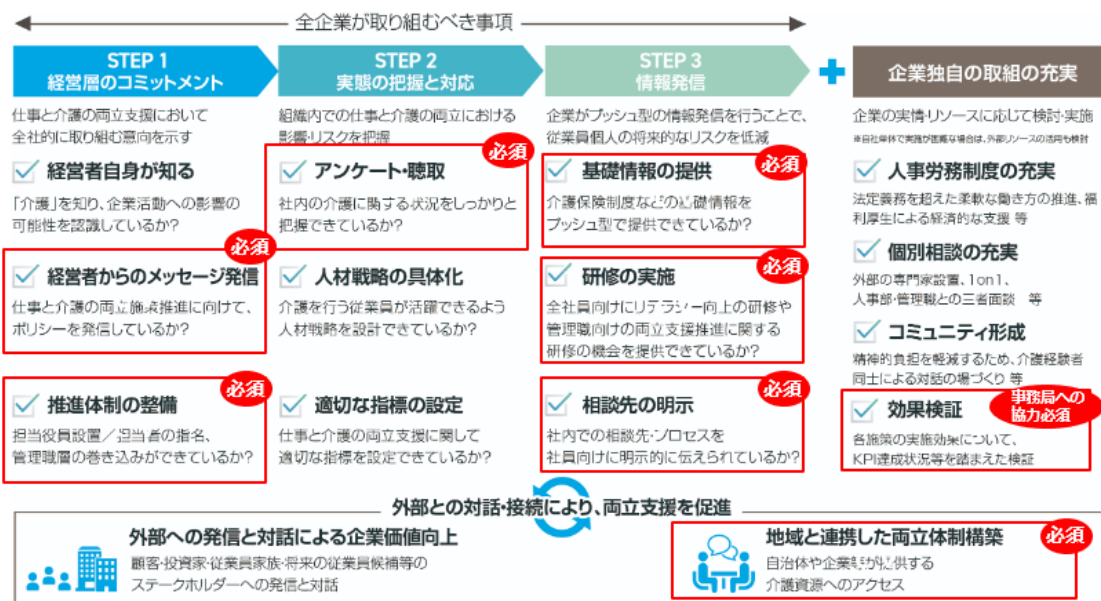
② 実証事項(提案書への記載事項)

想定する事項は以下の通りです。必須項目の記載がある取組以外は任意となりますが、実施する場合は、審査のうえで加点評価を受けられる可能性があります。

(ア) 中小企業における仕事と介護の両立支援を推進する仕組みの継続性・実現性の検証を行う。具体的には、本実証事業の事業実施期間後においても、介護両立支援ハブとしての機能を果たすために、両立支援に取り組む企業への訴求、安定した連携体制、必要な財源確保のスキーム等の観点から、実効性と継続性を担保できるモデルとして設計すること。(必須項目)

(イ) 支援先中小企業に対して、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の「企業が取り組むべき介護両立支援のアクション」に則して、経営者向け・従業員向けそれぞれの取組を実施する。(詳細は後述する(イー1)～(イー4)を参照すること)
 なお、各取組において、実証段階で能動的に推進する主体と、実証終了後に継続して推進する主体も明確にすること。(例: 実態把握のアンケートは、実証段階では介護両立支援ハブが設問設計や分析を行うが、実証終了後は企業内で自立を目指していく等)

図 4:企業が取り組むべき介護両立支援のアクション



※STEP1～3のうち、「必須」と記載項目がない事項は原則、企業単位での取組を進めることを想定していますが、本事業内での積極支援も可能とします（詳細は後述）

➤ (イー1)STEP1 経営層のコミットメント

- 意識改革等を目的として、地域内の経営者を対象としたセミナーを実施する。より多くの参加企業・参加者を募るため、支援対象とする企業以外にも、地域の中小企業への参加募集を積極的に行うこと。**(必須項目)**
- 支援先中小企業での、企業経営者からの社内向けメッセージ発信や、介護両立支援の担当者の指名を促し、実証後も推進体制が継続するようにする。**(必須項目)**
- 地域内の経営層が定期的・継続的に情報交換ができる機会を創出し、地域として介護の両立支援に向き合う機運を高める。

➤ (イー2)STEP2 実態の把握と対応

- 実態把握を目的として、支援先中小企業の社内アンケート調査の実施を支援する。様式は任意だが、項目として保険外サービス利用に対するニーズ調査の項目を含めること。**(必須項目)**

※参考:厚生労働省「仕事と介護の両立支援 ～両立に向けての具体的なツール～」にて、実態把握調査票等の具体的なツールを掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

※実態把握の調査票は、後続の効果検証に必要となるため、事前に事務局と協議の上、実施すること。

- ・ 実態把握を経て、企業が社全体の人材戦略の中に自社内の介護の実情を反映するための支援を行う。
- ・ 企業が取り組む介護両立支援に対して、適切なアウトプット指標の検討および設定を促す。

➤ (イー3)STEP3 情報発信

- ・ 組織における介護のリテラシーの向上を目的として、介護保険制度の基礎情報のプッシュ型の提供や、地域内の従業員向け研修等の施策を実施する。なお、より多くの主体に裨益させる観点で、支援対象とする企業以外の経営者・人事担当者・従業員に対して提供することも可能とする。**(必須項目)**
- ・ 地域内共通の相談窓口を明示する。また、実態把握の結果を参照に、地域内の中小企業の従業員向けに個別相談を実施する。**(必須項目)**

➤ (イー4)企業の実情やリソースに応じた、独自の取組の充実

- ・ 人事労務制度の充実として、独自の休暇制度や勤務形態等、柔軟な働き方を推進するための制度設計を支援する。
- ・ 福利厚生による経済的な支援として、個別相談等を通じて、仕事と介護の両立に有用な保険外サービスの紹介を行う。保険外サービスの紹介(最適な保険外サービス紹介、保険外サービスを利用する場合の経済的な負担軽減)を行う。なお、本実証の一環として紹介した保険外サービスを利用する場合の利用補助等は、実証費用対象とする。
- ・ なお、保険外サービスの紹介を行う際には、当該サービスが高齢者に与えるリスク等も認識したうえで、サービスを利用する高齢者の意思決定を尊重し、利用に際しては利用者本人の同意取得等を丁寧に行うことを原則とします。
- ・ 地域内の働く家族介護者やこれから直面する可能性のある従業員の心理的負担を軽減する目的で、相互に知見共有や対話ができるコミュニティを形成する。

(ウ) 地域との連携

- ・ 地域と連携した両立支援を築くため、周辺の自治体・地域包括センターへの取組の共有等を行う。**(必須項目)**
- ・ 従業員が適切な介護資源へアクセスできるよう支援を進めるため、企業と介護の専門職が定期的に関わる機会を創出する。

(エ) 外部への発信

- ・ 支援先中小企業に対し、顧客や従業員家族、将来の従業員候補(新卒・転職市場)等への取組の発信を促す。

- ・ 地域内での取組の発信や参加企業拡大の機会を創出する。

(オ) その他、介護両立支援ハブの機能に係る実効性や継続性の担保や、中小企業における仕事と介護の両立支援を促進する観点で、独自の提案も可能とする。

(カ) 実証による効果検証への協力(必須項目)

事業終盤に、支援先の中小企業を対象に効果検証としてアンケート調査を行う。アンケート設問は、事務局が指定するひな形(設問)を使用する。

※効果検証の分析等は事務局で実施する、もしくは事業者側で実施する場合は分析結果を事務局に共有することとする。

③ 実証費用

採択1事業者あたり、最大500万円(税込み)

- ・人件費:セミナー講師、個別相談窓口など
- ・旅費
- ・会議費
- ・謝金
- ・印刷製本費
- ・委託・外注費
- ・介護関連サービス利用支援費(介護関連サービスを利用した人に一律で支払う支援費)

※交付決定前に発注した費用、汎用性があり目的外になるもの(例. PC 購入費)等は対象となりません。契約締結時に詳細な要件を提示予定ですが、応募時点で要件を確認したい場合は事務局まで連絡をお願いします。

④ 進捗状況の報告等

採択された事業者は、実証の進捗状況について定期的に事務局に報告することとします。また、成果等は経済産業省の公表資料等に掲載させていただきます。なお、経済産業省以外への情報公開範囲については採択事業者と事務局が協議し、決定します。

2. 審査項目

採択企業の選定にあたっては、提出書類をもとに、主に「趣旨理解・基本方針」、「事業計画・事業遂行上の工夫」、「具体的な支援方法」、「費用対効果」、「実施体制・スケジュール」について審査します。

<採択予定件数>

3事業者程度

3. 実施期間

実施期間は、採択決定日～令和7年3月15日です。公募は以下の期間において実施します。

令和6年7月22日(月)～8月13日(火)

4. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの流れは、以下を予定しています。

<公募～採択>

本公募開始後、応募があった企業等に対して、必要に応じヒアリングを行い、事業計画提案書(※)の提案内容の詳細についてお聞きします。その後、有識者によって構成される審査委員会による審査を経て、応募があった企業等に対し審査結果を通知します。

令和6年7月22日～8月13日 : 事業公募

令和6年8月中旬頃 : 応募企業に対するヒアリング ※必要に応じて

令和6年8月22日頃 : 審査、審査結果の通知(実証案件の決定)

(※)提案書の記載内容について(具体的には事業計画提案書を参照)

1. 申請者情報

実証事業者の基本情報(コンソーシアム形式の場合は、連名事業者の基本情報)

2. 事業計画

- (1) 事業実施地域
- (2) 事業名称・概要
- (3) 地域の現状と課題
- (4) 事業内容
- (5) 実施体制の全体像
- (6) 事業スケジュール
- (7) 事業開始・完了予定日
- (8) 支出計画

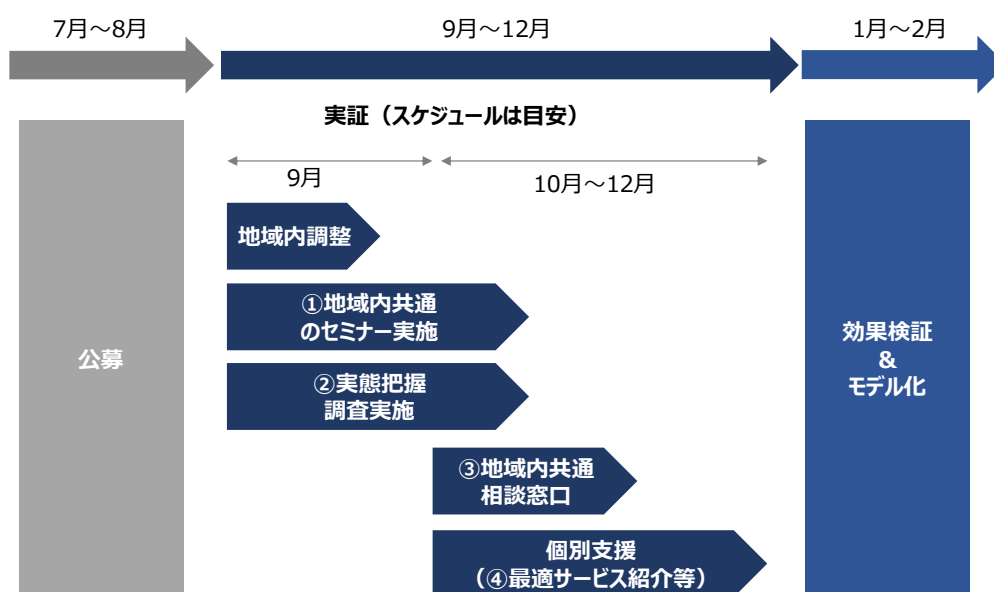
<採択～事業完了>

採択後、事務局との初回面談を実施します。その後は事務局と月1回程度進捗面談を実施し、年度末に最終報告会を行います。なお、実施報告はオンラインでの実施を想定しており、

参画した関係者や、今後の事業モデルの拡大を見据え、本事業に関心がある事業者等、幅広く聴講可能とします。

令和6年8月下旬頃	: 初回面談
令和6年8月～令和7年1月	: 事業実施。進捗面談(月1回程度の想定)
令和7年1～2月	: 効果検証
令和7年2～3月	: 最終報告会
令和7年3月	: 事業完了

スケジュールの目安は以下を参考としてください。



III. 応募手続

1. 応募資格

本公募に応募するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 当該事業期間中および当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- ③ 法人格を有する民間事業者又は団体、地方公共団体であること。法人格を有しない任意団体等ではないこと。
- ④ 地域の中小企業のハブとして、企業の集客、地域内共通セミナーのとりまとめ等を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑤ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑦ 事業の実施にあたり、以下の条件を満たすこと。

- 本事業の一環として実施する効果検証に協力すること。

2. 応募にあたっての留意事項

- 地域において中小企業の仕事と介護の両立を支える継続的な仕組みづくりに向け、事業完了後も、普及に向けた課題抽出などにご協力を依頼させていただく可能性があります。
- 採択企業についてはWebページにて企業名や実証内容について公開させていただきます。ただし、機密情報管理等の観点から公開が難しい場合等、企業の意向に沿って公開可否は判断させていただきます。
- 採択された事業者の経営判断等により、実証実施が事業期間中に中断する可能性がある場合は、事前に事務局に相談してください。
- 実証実施にあたり、サービス提供対象である中小企業、およびその従業員、その他関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすものとします。万一、事故、トラブル、紛争等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、実践企業が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、事務局は一切責任を負いません。なお、事故等が生じ、又は生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省および事務局に報告を行うものとします。また、対象企業の従業員その他関係者からの照会および苦情に対しては、誠実に対応するものとします。
- 不適正経理に伴う応募資格の停止
経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

3. 応募ファイル

応募にあたり提出の必要なファイルは下記のとおりです。

応募ファイルは、事務局のウェブサイト（本公募紹介ページ）からダウンロードできますので、必ずご利用ください。また、「4. 受付期間」、「7. 応募様式の提出先」も併せてご確認のうえ、不備のないようにご応募ください。

（株式会社日本総合研究所 本公募紹介ページ）

https://www.jri.co.jp/seminar/240730_648/detail/

< 応募ファイル >

事業計画提案書.docx

4. 受付期間

募集開始日: 令和6年 7 月 22 日(月)

締切日 : 令和6年 8 月 13 日(火)17:00 必着

5. 公募説明会の実施

本公募の説明会を以下の日程にて実施予定です(本公募への応募において参加は必須ではありません)。

公募説明会: 令和6年7月 24日(水) 15:00 (オンラインにて実施)

詳細は以下ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jri.co.jp/seminar/240730_648/detail/

6. 応募ファイルの作成要領

<事業計画提案書(word)>

- 申請時には、赤字の記入要領は削除いただき、15ページ以内で作成ください。
- 必要に応じて記入枠の大きさの調整を行ってください。

7. 応募ファイルの提出先

件名は、「【仕事と介護の両立支援実証】応募_(社名)」とし、メール本文に企業名、担当者氏名・所属・連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載のうえ、応募ファイルを添付して以下のメールアドレスにメールにて提出してください。

メールアドレス: 200010-meti-business-carer@ml.jri.co.jp

株式会社日本総合研究所 石田・石山・小幡宛

<留意事項>

- 締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- 本公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

8. 応募にあたっての質疑応答

応募にあたっての質疑応答は、以下の連絡先にて受け付けます。連絡の際は、メールの件名に「【仕事と介護の両立支援実証】公募に関する質問」と記載し、本文に企業名、担当者氏名・所属を明記ください。

問合せ先: 200010-meti-business-carer@ml.jri.co.jp

質問期限:令和6年8月9日(金)17:00

IV. 審査の方法

採択される実践企業は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において、提出書類をもとに選定のうえ、決定します。必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合がありますので、ヒアリングの対象となった企業等については、事務局よりご連絡します。

<留意事項>

- 審査の結果は、当該企業に事務局より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。
- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

以上